

○浜田市特定空家等除却促進事業補助金交付要綱

平成24年9月28日告示第162号

浜田市特定空家等除却促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、浜田市空家等対策の推進に関する条例（平成28年浜田市条例第49号）第6条の規定に基づき、特定空家等（空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127条）第2条第2項に規定する特定空家等をいう。以下同じ。）に係る建物の除却工事を行う者に対し、その工事に要する費用の一部を補助することにより、居住環境の向上を図ることを目的とし、その補助金の交付に関しては、浜田市補助金等交付規則（平成17年浜田市規則第56号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、特定空家等に係る建物の所有者若しくはその相続人又はこれらの者から当該建物の除却について同意を得た者とする。

2 前項の規定にかかわらず、特定空家等に係る建物に共有者がある場合又は当該建物に所有権以外の物権（賃借権を含む。）の設定がある場合において、当該共有者又は権利者から当該建物の除却についての同意を得られない者は、補助対象者としない。ただし、自ら調査を行ったにもかかわらず、当該共有者又は権利者の所在等が不明であることその他市長がやむを得ないと認める事由から当該同意を得ることができない者が、自己の責任において除却を行う旨の書面を提出するときは、この限りでない。

(補助対象特定空家等)

第3条 補助の対象となる特定空家等（以下「補助対象建物」という。）は、市内に所在する木造又は鉄骨造の建物のうち、周囲に対して著しく危険性が高く、別表第1の建物の不良度の測定基準による各評点の合計が100点以上であるものとする。

2 市長は、補助対象建物に附属する工作物がある場合であって、当該工作物が周囲に対して防災上著しく危険性があると認めるときは、併せてこれを補助の対象とすることができる。

(補助対象工事)

第4条 補助対象建物の除却工事（以下「補助対象工事」という。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 補助対象者が施工者と補助対象建物の除却工事に係る工事請負契約を締結していること。

(2) この補助金の申請をした日の属する年度の3月31日までに補助対象工事が完了すること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する除却工事は、補助対象工事としない。

(1) 他の同種の補助金等の交付を受けて行うもの

(2) 補助対象建物の一部を対象とするもの

(3) その他市長が適当でないとするもの

(補助金額等)

第5条 補助対象経費、補助金額及び補助限度額は、別表第2に掲げるとおりとし、補助金の総額については、予算の範囲内とする。

(認定申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ第3条に規定する特定空家等に係る要件について市長の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、特定空家等除却促進事業補助金交付対象特定空家等認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象者であることを証する書類

(2) 建物の位置図及び現況写真

(3) その他市長が必要とする書類

3 市長は、前項の申請があったときは、速やかに実地調査をし、及び内容を審査し、要件に該当すると認めるときは、特定空家等除却促進事業補助金交付対象特定空家等認定通知書（様式第2号）により認定申請者に通知するものとする。

(交付申請)

第7条 前条の規定による認定を受けた者であって、補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、特定空家等除却促進事業補助金交付申請書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて、除却工事の着手前7日までに市長に提出しなければならない。

(1) 特定空家等除却促進事業実施計画書（様式第4号）

(2) 工事請負契約書の写し

(3) 見積書の写し（内訳の分かるもの）

(4) 建物の平面図及び床面積求積図

(5) その他市長が必要とする書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助の可否を決定し、特定空家等除却促進事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象工事が完了したときは、速やかに特定空家等除却促進事業実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 除却工事完了後の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類
(交付額の確定等)

第10条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、速やかに内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、特定空家等除却促進事業補助金確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第11条 補助事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、特定空家等除却促進事業補助金交付請求書（様式第8号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成24年10月1日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成25年5月31日告示第112号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の浜田市危険空き家除却促進事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成26年9月16日告示第145号）

この告示は、平成26年9月16日から施行する。

附 則（平成28年3月23日告示第34号）

この告示は、平成28年3月23日から施行する。

附 則（平成29年2月24日告示第17号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月15日告示第41号）

この告示は、平成31年3月15日から施行する。

附 則（令和2年4月23日告示第99号）

この告示は、令和2年4月23日から施行する。

附 則（令和4年3月4日告示第19号）

この告示は、令和4年3月4日から施行する。

附 則（令和7年3月24日告示第37号）

この告示は、令和7年3月24日から施行する。

附 則（令和8年3月25日告示第33号）

この告示は、令和8年3月25日から施行する。

別表第1（第3条関係）

建物の不良度の測定基準

評定区分	評定項目	評定内容	評点	最高評点
構造一般の程度	基礎	(1) 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	45
		(2) 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20	
	外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25	
構造の腐朽又は破損の程度	基礎、土台、柱又ははり	(1) 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	100
		(2) 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50	
		(3) 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100	
	外壁	(1) 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地が露出しているもの	15	
		(2) 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又	25	

		は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの		
	屋根	(1) 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15	
		(2) 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下ったもの	25	
		(3) 屋根が著しく変形したもの	50	
防火上又は避難上の構造の程度	外壁	(1) 延焼のおそれのある外壁があるもの	10	30
		(2) 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの	20	
	屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	10	
排水設備	雨水	雨樋がないもの	10	10

備考 一の評定項目に該当評定内容が複数ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち、最も高い評点とする。

別表第2（第5条関係）

除却工事区分	補助対象経費	補助金額	補助限度額
建物	建物の除却工事費の額（その額が標準除却費のうちの除却工事費の額を超えるときは、当該除却工事費の額）に10分の8を乗じて得た額	補助対象経費の2分の1以内の額	50万円
建物に附属する工作物	建物に附属する工作物の除却工事費の額に10分の8を乗じて得た額		

備考

- 「標準除却費」とは、住宅地区改良事業等補助金交付要領（昭和53年4月4日付け建設省住整発第14号）に基づき国土交通大臣が定める標準除却費をいう。
- 標準除却費は、この補助金の交付の決定をした時点における国土交通大臣が定める標準除却費を使用する。
- 補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた

額とする。

様式省略